

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：徳島県公安委員会（仮免許証の再交付については、徳島県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：徳島県公安委員会交付の免許証であれば、当該申請の当日（ただし、県外免許で住所変更と同時申請の場合は14日）
申 請 先：徳島県公安委員会（申請書は、警察本部交通部運転免許課（阿南分室及び阿波分室を除く。））
問 い 合 わ せ 先： 警察本部交通部運転免許課（088-699-0110）
備 考：